

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

長野厚生年金 事案 1258 (事案 715 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑦の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年6月1日に訂正し、申立期間⑦の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑦の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月から同年11月まで
② 昭和33年12月21日から34年2月2日まで
③ 昭和34年2月から35年3月まで
④ 昭和35年7月から40年7月まで
⑤ 昭和41年8月から43年2月まで
⑥ 昭和43年8月から47年12月まで
⑦ 昭和57年6月1日から同年7月1日まで

申立期間①、③、④、⑤及び⑥については、当時受け取っていた給与額よりも低い額で標準報酬月額が記録されているので、訂正してほしい。

申立期間②については、B社又はC社に勤務していた期間である。期間を空けることなく勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

申立期間⑦については、厚生年金保険被保険者期間は昭和57年7月1日からとされているが、同年6月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、同年6月を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦に係る申立てについては、申立人から提出された職歴書、元事業主から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間⑦においてA社に勤務していたことは認められるが、元事業主から提

出された申立人の賃金台帳及び給与精算書によると、申立期間⑦の2か月前（昭和57年4月）までの給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること及び当該事業所における当時の給与計算及び社会保険事務担当者の「昭和57年頃、事業主から一部の現場作業員を厚生年金保険の被保険者とするよう指示を受けた。」との証言から、申立期間⑦についても保険料が控除されていなかったものと推認され、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再申立てに当たり、昭和57年6月分の給与精算書を提出してきたところ、当該給与精算書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所における当時の給与計算及び社会保険事務担当者は、「昭和57年6月分の給与から控除されていれば、それは同年6月分の厚生年金保険料である。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑦の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑦の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和57年6月の給与精算書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑦の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和57年7月1日となっていることから、元事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年6月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「B社における月給は1万7,000円以上であった。」と主張しているが、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立期間①に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①当時における当該事業所の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立人が主張する1万7,000円以上の報酬を得ている者が1名確認できるが、その者は、申立人よりも20歳年上である。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

申立期間③について、申立人は、「C社における月給は1万7,000円以上であった。」と主張しているが、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界しているため、申立期間③に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間③当時における当該事業所の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された等の不自然な形跡も見当たらない。

このほか、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「D社に勤務していた際に受け取っていた給与は、現在記録されている標準報酬月額よりも高い額であった。昭和37年4月以降は5万円以上であった。」と主張しているが、当該事業所は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は全て廃棄済みであり、申立期間④当時における申立人の給与額等は確認できないとしている。

また、申立期間④当時における当該事業所の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらない上、申立期間④のうち昭和37年1月から40年4月までの申立人の標準報酬月額は最高等級額で記録されている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された等の不自然な形跡も見当たらない。

このほか、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「E社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。」と主張しているが、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界しているため、申立期間⑤及び⑥に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間⑤について、申立期間⑤当時における当該事業所の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を確認したところ、他の被保険者と比較

して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらず、元同僚は、「自分の記録は間違っていない。」旨を証言している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の標準報酬月額
の記録はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された等の不自然な形跡も見当たらない。

さらに、申立期間⑥については、申立期間⑤の資格喪失時の標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された等の不自然な形跡も見当たらない上、元同僚の標準報酬月額も申立人とほぼ同水準で記録されていることが確認できる。

このほか、申立期間⑤及び⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、③、④、⑤及び⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「B社の事業主とC社の事業主は兄弟であり、申立期間②については、期間を空けることなくどちらかの事業所に勤務していた。」と主張しているが、両事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の当時の事業主から申立期間②の状況を確認することができない上、元同僚からも申立人の申立期間②における勤務実態について確認できる証言は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立人と同日にB社での被保険者資格を喪失し、後にC社で資格取得している者が2名確認できるが、いずれの者も申立人と同様に両事業所の被保険者記録の間に空白期間が見られる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から19年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から19年5月まで
平成7年5月1日に、厚生年金保険の第四種期間が満了したため、国民年金へ加入する必要があるが生じたが、A市役所で加入を拒否されたことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、加入していないことを認めており、未加入期間であることは明らかである。

また、申立人は、平成7年5月に、A市役所が国民年金の加入を拒否したと主張しているが、国民年金に加入するには、同市役所において備付けの住民票及び戸籍簿等により、被保険者資格取得届の届出者の氏名、住所及び生年月日を確認し審査することが必要であるところ、A市役所は、申立人が提出した被保険者資格取得届の氏名が同市役所備付けの住民票等で確認できなかったため、同取得届を受理しなかったものであり、同市役所が申立人の国民年金への加入を不当に拒否した事情はうかがえない。

なお、申立人は、申立期間について、A市役所が国民年金への加入を認めなかったことは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てているが、当委員会は、申立人が、国民年金保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、国民年金に加入していないことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで
昭和 47 年 4 月頃に、父が自分の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。
申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和 50 年 4 月以降に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、同年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、それ以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から57年10月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から57年10月まで

Aの会社を退職後、Bの実家に帰ることになり、B市役所で国民年金の加入手続をした。その際、窓口の女性担当者に付加年金に加入するように勧められ、母の同意も得て手続をしたので、申立期間は国民年金保険料と併せて付加保険料を納付したはずである。

申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月31日にB市へ払い出されたうちの一つであり、申立人の前後の任意加入者の資格取得日の状況から、申立人は、同年2月又は3月頃に加入手続を行ったものと推認できるところ、付加保険料は制度上遡っての納付は認められないことから、加入手続時点において、申立期間のうち54年8月から55年1月又は2月までの付加保険料は納付することができない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿（電算データ）によると、申立期間の納付記録は、定額保険料のみが納付されたことを示す「S」表示が記録されており、特殊台帳においても申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる状況は確認できない。

さらに、B市は、「申立期間当時、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであった。」と回答していることから、申立期間において、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

加えて、申立人及び加入手続に同行したとする申立人の母は、「B市の窓口で、40代あるいは50代と思われる女性担当者から付加年金への加入を勧

められ、加入手続をした。」と主張しているが、B市は、「資料が残っていないため事実は不明であり、申立人が記憶している担当職員を特定することはできない。」と回答していることから、当時の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月まで
昭和 54 年 3 月、A の専門学校を卒業し実家へ帰ってきた私に、父が、「年金、大金だったけど遡って全部支払っておいたから。」と言ったのを覚えている。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の前後の複数の被保険者の記号番号欄に昭和 56 年度職権適用者であることを示す表示が確認できること、及び B 市の申立人の被保険者名簿に年金手帳の交付日は昭和 56 年 7 月 20 日と記録されていることから、申立人は、同年同月頃に加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る特殊台帳及び B 市の被保険者名簿によると、申立期間は未納期間とされているとともに、申立人に係る国民年金保険料の最初の納付日は、昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの過年度保険料を一括納付した同年 7 月 28 日であることが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の父親は、加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1259 (事案 281、583、807 及び 1085 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 27 日から 34 年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 12 月 8 日から 35 年 10 月 12 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
④ 平成 12 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金を受給していない、④については、被保険者資格の喪失日が違っているとして、記録を訂正してほしいと申し立てたところ、訂正不要とされたが、現在所持している国民健康保険退職被保険者証に「退」の印があり、これは、厚生年金保険の被保険者期間が 25 年以上あることの証明であり、申立期間①、②及び④の期間が厚生年金保険被保険者期間であることの証拠となるので、申立期間①、②及び④について記録を訂正してほしい。

また、申立期間③については、昭和 44 年 5 月 31 日まで A 社に在籍していたにもかかわらず、同年 5 月 31 日が被保険者資格喪失日とされているので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記の決定後、当該期間について、3 回にわたり、申立人から再

申立てがなされたが、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付け、同年 10 月 15 日付け及び 23 年 8 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 18 年 10 月 1 日及び 19 年 10 月 1 日付けで交付された国民健康保険の退職被保険者証に「退」の印があり、これは厚生年金保険に 25 年以上加入したことの証拠であり、脱退手当金を受給していないことの証拠でもあるとして、5 回目の申立てを行ったところであるが、国民健康保険の退職被保険者に該当する要件については、当時の国民健康保険法第 8 条の 2（現在は、同法附則第 6 条）において、「厚生年金保険や共済年金の加入月数が 20 年以上又は 40 歳以降で 10 年以上である者」と規定されており、当該「退」の印は申立人が主張する厚生年金保険に 25 年以上加入したことを証明するものではない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間④について、オンライン記録により、A社において平成 9 年以降に退職した申立人を含む 12 名の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、いずれも月末又は月末の数日前となっていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記の決定後、当該期間について、3 回にわたり、申立人から再申立てがなされたが、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付け、同年 10 月 15 日付け及び 23 年 8 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②で主張したことと同様に、現在所持する国民健康保険退職被保険者証に「退」の印があることが、申立期間④についても厚生年金保険の被保険者であることの証拠であるとして 5 回目の申立てを行ったところであるが、上記 1 で述べたとおり、申立人の所持する当該被保険者証は、申立期間④が厚生年金保険の被保険者期間であることの証明になるものではない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間④において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 44 年 5 月 31 日まで A 社に在籍し

ていたと申し立てている。

しかし、当該期間を含むA社に係る申立人の雇用保険の記録は確認できない上、当該事業所は平成15年7月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の関係資料を確認することができない。

また、元同僚の中で申立人のことを記憶している者がいるものの、詳しい退職日を確認するまでの証言は得られない。

さらに、戸籍謄本により、申立人は、昭和44年*月*日に二男を出産していることが確認できることから、申立人は、「出産後は出勤していない。」と供述していることから、申立期間③において、申立人が当該事業所に在籍していたと推認することができない。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで
申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっているが、A 市立 B 保育園から A 市立 C 保育園へ異動し、継続して D として働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所から提出された昭和 55 年 3 月の A 市立 C 保育園卒園写真及び複数の元同僚の証言により、申立人が、申立期間当時、同保育園に D として勤務していたことは推認できるものの、申立人の申立期間における継続勤務の実態に関する証言を得ることはできなかった。

また、A 市役所の人事担当者は、「申立期間当時の事務取扱規程等は残っていないが、厚生年金保険法の規定に従い手続を行っていたと考えられる。申立人の場合、B 保育園での雇用契約が終了し、C 保育園での雇用契約が厚生年金保険法の被保険者とならないものであったため、厚生年金保険に加入させていないと考えられる。」と説明しているところ、同市役所は、昭和 55 年 4 月より前の非常勤職員に係る人事記録等の資料は保管しておらず、申立人も、申立期間に係る人事通知書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間において、どのような身分の雇用形態で勤務していたかは不明である。

さらに、A 市役所の人事担当者は、「資格喪失後の給与から厚生年金保険料を控除することはないと思われる。また、もし間違っても資格喪失手続をしまい、それに気付いて手続をするのであれば、昭和 55 年 2 月 1 日に再取得の届出をするのではなく、遡って資格喪失届の取消しをするはずである。」と証言している。

加えて、A市役所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄済みと回答している上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 11 日から 37 年 4 月 5 日まで

昭和 32 年から継続してA社に勤務していたが、途中厚生年金保険の被保険者となっていない期間があることに納得ができないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含め、継続してA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したところ、「申立人は、申立期間も継続して勤務していたと思う。」旨の証言は得られたものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られなかったことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は昭和 33 年 5 月 19 日に資格を取得し、36 年 11 月 11 日に資格を喪失した後、37 年 4 月 5 日に資格を再取得しており、当該記録に不自然さは認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 23 年 8 月 25 日から 24 年 1 月 1 日まで

平成 24 年 2 月に、A 社における厚生年金保険の被保険者期間の記録が出てきたため、年金額を再計算する必要がある旨の通知を受け取ったが、当該被保険者期間と私が実際に勤務していた期間とが異なっているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 22 年 4 月 26 日から 23 年 12 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたと主張しているところ、申立人が当該事業所の退職後に勤務した B 県 C 所（現在は、独立行政法人 D 機構 E センター）から提出された人事記録の履歴欄により、申立人が申立期間①及び②当時において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社において昭和 23 年 1 月 5 日から 24 年 6 月 25 日まで被保険者期間のある元同僚に聴取しても、「申立人は先輩で、自分より先に入社していて、自分より先に退社したという程度しか覚えていない。」との回答しか得られず、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人の A 社における被保険者資格取得日は昭和 22 年 6 月 1 日となっているところ、申立人を含む 7 名が連番で同日に被保険者資格を取得している上、当該 7 名の資格取得の前においても同年 1 月 6 日に 7 名が同時に資格取得していることから、当該事業所では、適宜、入社日が異なる者をまとめて資格取得させていた状況がうかがえる。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無く、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。